

事務連絡
令和4年4月4日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた
対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）
の考え方について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございました。

オミクロン株の全国的な感染状況は、これまで1か月以上にわたり新規感染者数の緩やかな減少が続いていた状況から、直近では1週間の移動平均が増加傾向となるなど、流行再拡大に備え、緊張感を持って対応を進めることが必要になっています。

先般、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（令和4年3月18日付け事務連絡。以下「3月18日事務連絡」という。）により、その取組結果等についてご報告いただくことをお願いしておりますが、特に、今般のオミクロン株の流行に際しては、高齢者施設等における医療支援の強化が課題となったことを踏まえ、治療の開始・介入が遅れるとのないように、重ねて、高齢者施設等に対する医療支援の体制等について、ご連絡いたします。下記内容も踏まえ、3月18日付け事務連絡に基づき、4月22日（金）までにご報告をお願いします。

記

①目指すべき高齢者施設等における医療支援の体制について

(感染制御や業務継続の支援体制について)

- 感染制御・業務継続支援チームについては、高齢者施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下「施設等」という。）において、入所者にコロナ陽性者が発生した場合に、施設等から派遣の希望がない場合（例えば、クラスター発生等の経験があり、感染制御の対応について承知している場合等）を除き、施設等からの連絡・要請^{※1}から24時間以内（遅くとも一両日中^{※2}）に、施設等に感染制御・業務継続支援チームの派遣を行うことを想定した体制とすることを目指す。なお、感染制御・業務継続支援チームは、必要に応じ、施設等に対し、PPEの着脱指導等、感染者が発生した場合の対応について、研修の機会を設けること。

※1 発生届の提出等により施設等内での陽性者の発生が確認されたにもかかわらず施設等からの連絡・要請がない場合は、速やかに行政側から連絡する等の対応を行うこと。

※2 今般の感染力の高いオミクロン株の経験を踏まえると、施設等での急速な感染拡大を防ぐとともに施設運営の混乱回避を図る観点からは、感染制御・業務継続支援チームの派遣は、より早期の対応が望ましい。

- 感染制御・業務継続支援チームの派遣要請を含め、施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口を設けること。その際、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け事務連絡）の「2. 積極的疫学調査の実施について」と「(3) ハイリスク施設からの報告に基づく都道府県等及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等の対応」に基づく報告とあわせて報告を受け付ける体制とすること。

また、この専用相談窓口の存在を全ての施設等が認識できるよう、各施設等に個別の周知を行うこと。

(医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関を事前に確保できていることの確認について)

- 全ての施設等が、必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制となっていることを確認する。
具体的には、今回、施設等を対象に実施中の調査において、
 - ・医師・看護師の往診・派遣を要請できる協力医療機関を事前に確保できている（嘱託医・当該施設等の医師がコロナ治療に対応できる場合も含む。）
 - ・各自治体が指定する医療機関や医療チームの往診派遣を要請できるのいずれかに該当する旨の回答を全ての施設等から得ることを目指す。
- このため、施設側の判断の参考となるよう、各自治体において圏域・地域ごとに往診・派遣できる協力医療機関を指定・登録する仕組みを設け、施設等に示すことが考えられる。なお、協力医療機関は、必要に応じ、施設等に対し、あらかじめ、PPE の着脱指導等の機会を設けるなど、可能な限り施設等との関係性を築いておくことが望ましい。

②高齢者施設等における医療支援の体制構築の取組について

- 高齢者施設等における医療支援の体制構築にあたっては、都道府県の医療関係部局と介護関係部局が密接に連携し、地域の医療関係者・施設関係者、さらには市町村の福祉部局と協議しつつ、対応していくことが重要である。
- 国としても、各都道府県における検討状況や取組を進める上での課題を具体に伺うため、医療関係部局・介護関係部局それぞれを対象に、伴走型の個別に相談できる体制を構築するので、隨時、ご相談いただきたい。

③高齢感染者の受入れを想定したコロナ対応病床の更なる確保や回転率向上に向けた対応強化について

- 臨時の医療施設をはじめとする既存の確保病床について、要介護の高齢者に対応した人員（介護職員、リハビリ専門職員等）配置、環境整備を行うことにより、高齢感染者の受入れのキャパシティを高めるよう働きかけること。
- 地域包括ケア病棟、慢性期病棟等のうち一定の感染管理が可能な医療機関に対し、高齢の感染者の療養解除前の転院を含めた積極的な受入れを働きかけること。その際、病床確保のための財政支援のほか、必要な場合には、感染管理の専門家の派遣などの支援を行うこと。
- あわせて、確保病床の回転率の向上に向けて、コロナ対応医療機関以外の医

療機関に対し、後方支援医療機関として、療養解除後の高齢患者の受入れを行うよう、積極的に働きかけること。